

## RCEP—2019年11月に何が決まり、今後どうなるか

1. RCEP は、2019年11月の首脳会議で妥結するかの局面であったがインドの離脱宣言で、最終的な妥結は持ち越しとなった。
2. 今後の展開については、インドの離脱宣言がいまだに交渉の駆け引きととらえ、「RCEP参加見送り示唆<sup>1</sup>」といった報道もある。しかしインド外務省の当局者が明言し、首相が「ガンジーも私に（RCEPへの）参加を許さない」とまで発言したのを「示唆」と表現するのはいささかではある。
3. 今後の展開については11月の首脳宣言で「RCEP参加15か国が、全20章に関する条文ベースの交渉及び15か国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了」、「2020年における署名のために15か国による法的精査を開始」としており、2020年春の首脳会議での署名は合意事項とみるべきである。
4. インドの復帰自体は、15か国も望んでいることではあるが、最終局面でさらにインドに譲歩すべきとの意見はでていない。日本ももともとインドの自由化提案が低いことを問題にしていたので譲歩する余地は少ないと思える。
5. 15か国の協定にASEANが同意すれば、日本が署名しない選択肢もとりにくい。
6. 結局、15か国により先行実施は既定路線となっているが、その場合先行署名される協定においてインドをどのようにあつかうか？門戸を開くべきとの見地からまったくの新規加盟の扱いではなく、関税について約束をしたインドについての付属書を添付してメンバーになる方式が想定される。
7. 協定の正式名称もまだ公表されていない。“Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement” となり日本語では「地域包括的経済連携協定」となるか？正式名称に地域名がないのに日本語のみ「東アジア」を付するのは不自然であるがどうなるか？
8. 協定の正式言語はどうなるか？日本語を加えるべきであるが、韓国語、中国語も必要となり法的精査に手間取ることから英語のみの可能性が高い。
9. 発効要件は？全署名国が国内手続を終了しなくてもCPTPPのように過半数の手続終了で発効とするのか？TPPのようにGSP要件で特定大国が参加しないと発効しないことはしないと思われる。

Author 鈴木恒久 元東京税関調査部長 大蔵省関税局企画課では5年わたり関税改正に従事。国際調査課長補佐として3年間、外国の関税・税関制度の調査・研究に従事。他に税関研修所教官として3年間、税関職員の教育に従事。

---

<sup>1</sup> 例えば産経新聞 <https://www.sankei.com/world/news/191105/wor1911050020-n1.html>